

1 議案名

徳島県立学校規則の一部を改正する規則について

2 提案理由

道路交通法の一部が改正され、マイナンバーカードと一体化した運転免許証の発行が開始されることに伴い、所要の整備を行う必要がある。

教育政策課

徳島県立学校規則の一部改正について

教育政策課

1 規則改正の理由

道路交通法の一部が改正され、令和7年3月24日から、マイナンバーカードと一体化した運転免許証の発行が開始されることに伴い、職員の運転免許の有効期間等の確認方法に関し、所要の改正を行う必要がある。

2 規則改正の概要

これまで職員の運転免許の有効期間等を確認する方法として、運転免許証原本での確認に限っていたが、令和7年3月24日から発行が可能となるマイナンバーカードと一体化した運転免許証に関しては、原本上で有効期間等の情報の確認ができないことから、確認方法に、運転免許を現に受けていることを証するに足りる書類又は電磁的記録を追加することとした。

3 施行期日

令和7年3月24日

条例等立案表

題 名		課（室）名
徳島県立学校規則の一部を改正する規則		教育政策課
		担当者名 笠井陽菜
		電話番号 三二〇八
提案（制定）理由		
道路交通法の一部が改正され、マイナンバーカードと一体化した運転免許証の発行が開始されることに伴い、所要の整備を行う必要がある。 あらまし 一 職員の運転免許の有効期間等の確認について、運転免許証とマイナンバーカードの一体化の開始に伴う所要の整備を行うこととした。 二 この規則は、令和七年三月二十四日から施行することとした。		
関係法規		
道路交通法の一部を改正する法律（令和四年法律第三十二号） 道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（令和六年政令第三百三十四号）		
予算上の措置		
法令審査会	要 ・ 否	パブリックコメント 実施 ・ 省略 ・ 対象外

徳島県教育委員会規則第 号

徳島県立学校規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月 日

徳島県教育委員会教育長 中 川 斉 史

徳島県立学校規則（昭和三十三年徳島県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第三十五条の見出しを「（運転免許の確認等）」に改め、同条第一項中「原本に限る」を「運転免許を現に受けていることを証するに足りる書類又は電磁的記録を含む」に、「免許証の」を「運転免許の」に改め、同条第二項中「運転免許証」を「当該運転免許」に改める。

附 則

この規則は、令和七年三月二十四日から施行する。

改正案	現行
（運転免許の確認等） 第三十五条 校長は、毎年度、四月一日以後遅滞なく、運転免許を受けている職員のうち、次の各号のいずれかに該当する者について、<u>運転免許証（運転免許を現に受けていることを証するに足りる書類又は電磁的記録を含む。）</u>を提示させて当該運転免許の有効期間等を確認しなければならない。 一 県有車両使用の承認（私有車の公務使用に関する運転登録を含む。）を受けている者又は受けようとする者 二 通勤において自動車（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第二項に規定する自動車及び同条第三項に規定する原動機付自転車をいう。）を運転する者 2 校長は、前項に規定する場合のほか、必要があると認めるときは、随時、同項の規定の例により運転免許を受けている職員の<u>当該運転免許の有効期間等の確認を行うものとする。</u> 3 （略）	（運転免許証の確認等） 第三十五条 校長は、毎年度、四月一日以後遅滞なく、運転免許を受けている職員のうち、次の各号のいずれかに該当する者について、<u>運転免許証（原本に限る。）</u>を提示させて当該免許証の有効期間等を確認しなければならない。 一 県有車両使用の承認（私有車の公務使用に関する運転登録を含む。）を受けている者又は受けようとする者 二 通勤において自動車（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第二項に規定する自動車及び同条第三項に規定する原動機付自転車をいう。）を運転する者 2 校長は、前項に規定する場合のほか、必要があると認めるときは、随時、同項の規定の例により運転免許を受けている職員の<u>運転免許証</u>の有効期間等の確認を行うものとする。 3 （略）